

UCカードフリーボ特約

第1条(会員)

会員規約に定めるクレジットカード発行会社(以下「当社」と称します。)に対し、UCカードの会員規約および本特約を承認のうえ、UCカードフリーボ(以下「本カード」と称します。)の利用を申込み、当社がカード利用を承諾した方をUCフリーボ会員(以下「会員」と称します。)とします。契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。

第2条(カードの年会費)

本カードの年会費は、当社が別途定めて通知するまで無料とします。

第3条(ショッピングサービス)

- 1.本カードによるショッピングサービスの支払区分は会員が本カード利用の際に指定した支払区分にかかわらず、リボルビング払いを指定したものとします。但し、会員が分割払いを指定した場合は、その利用代金の支払区分は会員が指定したところによるものとします。また、指定外の加盟店又は、当社が指定したものに本カードを利用した場合、1回払いとなることがあります。
- 2.本カードによるリボルビング払いについては、UCカード会員規約第23条第4項(イ)中の「末尾『毎月の支払元金(支払コース)』」を「本特約末尾『毎月の支払元金(支払コース)』」に読み替えることとします。

第4条(キャッシングサービス)

本カードによるキャッシングサービスの支払区分は、会員が本カード利用の際に指定した支払区分にかかわらず、リボルビング払いを指定したものとします。

第5条(特約の変更)

UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

第6条(会員規約の適用)

本特約に定めのない事項については、UCカード会員規約を適用するものとします。

【リボルビング払いのご案内】

1. 毎月の支払元金(支払コース)

利用残高	毎月の支払元金					
	残高スライドコース				定額コース	定率コース
	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース		
20万円以下	1万円	2万円	3万円	4万円	ご指定の金額:1千円以上カード利用限度額まで(1千円単位)	未決済残高の5%(1円単位)ただし、最低支払金額1万円
20万円超は20万円増すごとに	1万円加算	2万円加算	3万円加算	4万円加算		

2.お支払い例(定額1万円コース・実質年率15.00%の場合)

5月1日に80,000円をご利用の場合

(1)6月5日に支払う弁済金(5月10日締切)

支払元金 10,000円

手数料 0円(ご利用日から当該カード利用にかかる最初の
約定支払日までの期間は手数料計算の対象と
なりません。)

弁済金 10,000円

(2)7月5日に支払う弁済金(6月10日締切)

支払元金 10,000円

手数料 0円(ご利用日から当該カード利用にかかる最初の
約定支払日までの期間は手数料計算の対象と
なりません。※6月6日～7月5日分は8月5日にお
支払いいただきます。)

弁済金 10,000円

(3)8月5日に支払う弁済金(7月10日締切)

支払元金 10,000円

手数料 6月6日～7月5日分
 $70,000円 \times 15.00\% \times 30日 \div 365日 = 863円$

弁済金 $10,000円 + 863円 = 10,863円$

以上